

## 南山大学フライナデメツツ給付奨学金規程

(目的)

**第1条** この規程は、「すべての人が理解できる言葉は、愛である」と語ったカトリック神言修道会のフライナデメツツ神父による地域社会への奉仕の精神を受け継ぎ、社会的養護を受けていた者のうち、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、その自立支援に資することを目的とする。

(運用機関)

**第2条** この規程の運用は、別に定める南山大学奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）がこれに当たる。

(支給対象者)

**第3条** 本奨学金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 1 児童福祉法第41条で定める児童養護施設の入所者または退所した者
- 2 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、同法第6条の4で定める里親または同法第6条の3第8項に定める小規模住居型児童養育事業を行うファミリーホームに委託中または委託を解除された者

(出願資格)

**第4条** 奨学金の出願資格は、次の各号のすべてに該当する場合に認められるものとする。

- 1 出願時において、本学学部1年次への進学希望者であること。
  - 2 出願時において、当該年度もしくは翌年度に本学の受験資格があること。
  - 3 前条に定める施設への入所もしくは支援措置を現に受けているか、または施設から退所もしくは支援措置が解除されてから出願時までの期間が2年以内であること。
  - 4 本学入学時に、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）に定める高等教育の修学支援新制度の出願要件を満たしていること。
- ② 出願しようとする者は、奨学金願書に別に定める書類を添付して、提出しなければならない。

(出願時期)

**第5条** 奨学金への出願は、奨学生としての採用を受けようとする年度の前年度または前々年度に行わなければならない。

(奨学生の採用)

**第6条** 前条に定める出願があったときは、選考委員会において奨学生の採用候補者（以下「内定者」という。）を選考する。

- ② 前項の内定者としての資格は、当該年度の3月末日までとする。ただし、当該年度に本学の受験資格のない者は、翌年度の3月末日までとする。
- ③ 当該内定者が入学試験等に合格し、本学に入学したときは、学長が奨学生として採用することを決定する。
- ④ 第1項の内定者が本学に入学したときは、別に定める書類を提出しなければならない。

(支給金額)

**第7条** 本奨学金の支給金額は次の各号のとおりとする。

- 1 入学検定料相当額
- 2 入学金、授業料、教育充実費および実習費相当額
- 3 勉学支援費として月額50,000円

② 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）に基づき、高等教育の修学支援新制度の授業料等減免対象者として認定された者は、前項第2号の奨学金について、同法律に基づく減免後の納入額の範囲で支給する。

③ 第1項第1号の奨学金は、本奨学金の内定者を対象に、現金の支給は行わず、本学入学試験出願時の入学検定料に充当する。

④ 第1項第2号の奨学金は、本学入学後の奨学生を対象に、現金の支給は行わず、授業料その他の納入金に充当する。

⑤ 第1項第3号の奨学金は、本学入学後の勉学支援費として、各年度4回に分けて支給する。

(支給期間)

**第8条** 前条第1項第1号の奨学金の支給期間は、第6条に定める内定者となってからその資格が失効するまでとする。

② 前条第1項第2号および第3号の奨学金の支給期間は、奨学生として採用されてから標準修業年限が満了するまでとする。ただし、別に定める基準に基づき、年度ごとに継続の可否を判定する。

(支給の制限)

**第9条** 奨学生が在籍期間中に休学した場合は、当該期間中は奨学金を支給しない。

② 奨学生が南山大学学生懲戒規程第3条に基づき戒告または停学となった場合は、奨学金の支給を停止する。

③ 奨学生が標準修業年限での卒業の見込みが立たなくなった場合は、奨学金の支給を廃止する。

(併給制限)

**第10条** 本奨学金は、南山大学給付奨学金、南山大学友の会給付奨学金、南山大学同窓会給付奨学金および南山大学創立50周年記念奨学金と併給することはできない。

(採用取消し)

**第11条** 奨学生が、虚偽の申請により、不正に奨学金を受給したと認められたときは、選考委員会の議を経て、採用を取り消すことができる。

(奨学金の返還)

**第12条** 前条の事由により、奨学生がその資格を喪失したときは、受給した奨学金を返還しなければならない。

(奨学金関係事務の取扱部署)

**第13条** この奨学金の事務は、学生課においてこれを取り扱うものとする。

**附 則**

この規程は、2024年4月1日から施行する。